

## 平成20年度第1回 新居浜市国民健康保険運営協議会 議事録

1 日 時 平成20年6月25日(水) 14:00～15:00

2 場 所 市庁舎3階応接会議室

3 出席者

(委員) 白石 忍 芝 孝子 堀江 博義 岡本 美登里  
井石安比古 大野 高溥 山内 保生 藺田 弘  
伊藤 謙司 村上 悦夫 岩本 和強 丹 絹子  
大塚 敏夫 今井 基博

(市) 佐々木市長 神野福祉部長 渡部国保課長  
山地主幹 原副課長 石川係長 曾我部主事

4 欠席者 なし

5 開会

6 委員の紹介

7 議事録署名人の選出

議事に先立ち、議事録署名人に被保険者代表の芝委員及び保険医代表の井石委員を全委員一致で選任した。

8 議題

(1)国民健康保険協議会正・副会長の選任について(議案第1号)

会長に村上悦夫委員、副会長に丹絹子委員を全委員一致で選任した。

(2)諮問事項について(議案第2号)

(3)その他

9 議事録(議題(2)・(3)について) ※議長は規定により村上会長  
(議長)

それでは、2号議案「諮問事項について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

第2号議案について説明(別添資料)

(議長)

質疑はありませんか。

(岩本委員)

平等割と均等割と所得の関係について説明してください。

(事務局)

応能割というのが所得割で全体の50%でして、応益割というのが均等割と平等割で全体の50%を占めております。均等割というのは被保険者1人当たりいくらかという額で、平等割というのは1世帯いくらかという額です。ですから1つの世帯にご夫婦2人の場合は、均等割は掛ける2ということになります。これに、一定以上の所得のある方は、所得割がかかることとなります。所得の低い方は所得割がかからず、そのうえ均等割と平等割が7割引、5割引、2割引になる軽減措置があります。

(堀江委員)

資産割を平成20年度から廃止したということですが、どのような理由で廃止したのですか。

(事務局)

資産割を廃止した理由としては、後期高齢者医療制度の影響が大きいです。後期高齢者医療制度の実施により75歳以上の方が国保から抜けて後期高齢者医療制度に移られました。後期高齢者はご自分の住む家や宅地などの資産をお持ちの方の割合が若い人と比べて高く、後期高齢者が国保から抜けますと、資産を持っている若い人に過度な負担を強いることとなります。

それと、全国的に人口規模の小さい市町村では資産割を含めた4方式が多いですが、人口規模の大きい市では、3方式が多くなっています。後期高齢者医療制度も所得割と均等割の2方式で資産割はありませんので、合わせて廃止いたしました。

(岩本委員)

賦課限度額が3万円上がる根拠は、後期高齢者支援金が上がるからですか。

(事務局)

平成 19 年度までの賦課限度額は医療分56万円、介護分 9 万円でしたが、平成 20 年度からは医療分 47 万円、後期高齢者支援金等分 12 万円、介護分 9 万円となりました。この賦課限度額は国民健康保険法施行令に規定されておりまして、法改正に準拠したものです。賦課限度額の変更は、後期高齢者支援金も考慮したものと思います。

(岩本委員)

後期高齢者支援金はメタボ健診の実施率が低ければ増えるのですか。

(事務局)

平成 24 年度に特定健診は実施率65%、特定保健指導は45%、メタボ改善率10%を達成できない場合は、後期高齢者支援金の増額が上限10%の範囲で保険者である新居浜市に課せられます。

(伊藤委員)

保険料試算のモデルケースが分かりやすく示されていますが、保険料が上がる方、下がる方いらっしゃると思いますが、全体でどのくらいの方が上がるのでしょうか。

(事務局)

7 割強の世帯が上がりますが、資産を持っていた方では、固定資産税額 10 万円以上の方は99%下がります。

(伊藤委員)

固定資産を持っているということはある程度裕福な人といえるのではないかと思います、固定資産のない低所得の人の保険料が増えるのですね。

(事務局)

固定資産税の高い人の中で約50%の人は低所得の方で、負担能力が低いのに保険料が高くなっていただけですから、大変だったと思います。こういう人にとっては保険料が下がり公平な負担になったと思います。

(岩本委員)

マイホームとか利益を生まない不動産に資産割がかかって、収入がないのに保険料が高く

なるというのはやめたほうがいいですが、現役世代の一番お金の要る世代の負担が増えるのは気の毒な気がします。本当は上限をもっと上げて、低所得者を下げるべきだと思いますが、国に要望してほしいと思います。

(大野委員)

ニュースによりますと、国民年金とか社会保険のほうでは、数年前は 8 兆円、昨年度は 2 兆数千億円の利益を生み出しているそうですが、国保は単年度ですが資金運用をすれば利益を生み出せるのではないのでしょうか。

(事務局)

国保財政はどこも大変厳しい状況で、他の市町村では基金を取り崩しているところも多くあります。新居浜市では平成 18 年度 8 億 800 万円、平成 19 年度は 5 億 5700 万円ほどの繰越金がでていますが、これは健全財政を維持していくうえで大変大きな役割を果たしておりまして、資金運用に回すような財政状況にはありません。

(事務局)

国保会計は、かかる医療費を推計して、逆算して必要な保険料をいただくということなので、どうしてもぎりぎりの状態で常に運営している状況ですので、資金運用できるほどの余分なお金を持っているという状況ではないので、資金運用して会計を黒字にもっていくというの難しいと思います。

(岩本委員)

一般会計からの繰り入れを新居浜市はしていませんが、県内の他市の状況はどうですか。

(事務局)

他市ではほとんど繰り入れを行っています。今年度の予算をみますと、繰り入れのほかに基金を取り崩しているところもあります。

(岩本委員)

県内の他市の保険料率と比較して新居浜市は低いほうですが、これはどのように理解したらいいのですか。

(事務局)

他市の保険料率は今年度から制度が変わったにもかかわらず、昨年度までの料率を据え置いているところがほとんどです。今年から制度改正の影響がどうであるか、様子を見ている状況なので、単純に新居浜市の料率が低いとは判断できません。

(議長)

ほかにありませんか。ないようですので、以上で質疑を終わります。  
ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

(議長)

ないようですので、以上で討論を終わります。  
それでは、2号議案「諮問事項について」につきまして、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。承認される方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長)

はい、ありがとうございました。2号議案につきましては、原案どおり承認することに決しました。次に「その他」として、なにかありますか。

(堀江委員)

国保料の未納者はどれくらいの件数があって、どれくらいの金額があって、市としてどのような対策をしているのですか。

(事務局)

正確な数字は持ち合わせていませんが、平成19年度決算で、徴収率は現年度分で95.7%、滞納繰越分で22~23%です。新居浜市の徴収率は愛媛県内で1位2位でして、愛媛県は平成18年度全国で3位ですから、新居浜市は全国でもトップクラスの徴収率になっています。徴収の方法は、口座振替が55%程度で、その他はほとんどが徴収員による訪問徴収です。徴収員は現在14名おりまして、担当地区を1人当たり約500世帯をもちまして、滞納分も含め日夜訪問徴収を行っています。

(堀江委員)

金融業者に多重債務者の過払い請求をして保険料に充当するような市町村もありますが、新居浜市ではされていますか。

(事務局)

現在はそのような措置はとっておりません。

(議長)

次に「その他」として、事務局からなにかありますか。

(事務局)

その他としては特にございませんが、次回の開催日時は、10月上旬を予定いたしております。議題は、平成19年度の国民健康保険事業の決算についてです。1か月前くらいにご案内をさせていただきます。

(議長)

他にありませんか。それでは、以上をもちまして、運営協議会を終了いたします。委員の皆様には長時間活発にご議論いただき、誠にありがとうございました。

以上のとおり会議の顛末を記録し、相違ないことを証明し、押印します。

平成20年6月30日

新居浜市国民健康保険被保険者代表委員 芝 孝子 ⑨

新居浜市国民健康保険医代表委員 井石 安比古 ⑨